

## 青森県における災害支援ナースの派遣に関する事務取扱要領

青森県における災害支援ナースの派遣に関する協定(以下「協定」という。)第12条に基づく、災害時及び新興感染症発生時・まん延時の青森県における災害支援ナースの派遣に関する事務の取扱いは、次のとおりとする。

(派遣可能災害支援ナース名簿の提出依頼)

第1条 青森県(以下「甲」という。)は、協定第2条第1項の規定により、災害支援ナース所属医療機関(以下「乙」という。)に災害支援ナースの派遣を要請するに当たり、「派遣可能災害支援ナース名簿提出依頼書」(第1号様式)を、要請内容を変更するときは、「派遣可能災害支援ナース名簿変更提出依頼書」(第1号様式の2)を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により行い、文書の提出はその後において行うことができるものとする。

(派遣可能災害支援ナース名簿の提出)

第2条 乙は、前条の規定により甲から派遣可能災害支援ナース名簿提出依頼があったときは、「派遣可能災害支援ナース名簿」(第2号様式)を甲に提出するものとする。  
2 乙は、前条の規定により甲から派遣可能災害支援ナース名簿変更提出依頼があったときは、「派遣可能災害支援ナース名簿(変更)」(第2号様式の2)を甲に提出するものとする。

(災害支援ナースの派遣要請)

第3条 甲は、協定第2条第1項の規定により災害支援ナースの派遣を要請するときは、「災害支援ナース派遣要請書」(第3号様式)を、要請内容を変更するときは、「災害支援ナース派遣変更要請書」(第3号様式の2)を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により行い、文書の提出はその後において行うことができるものとする。

(災害支援ナース活動の報告)

第4条 乙が、協定第2条第2項の規定により災害支援ナースを派遣したときは、災害支援ナース活動終了後速やかに、災害支援ナースごとの「災害支援ナース活動報告書」(第4号様式)を甲に提出するものとする。ただし、災害支援ナースの活動中であっても、甲から報告の求めがあったときは、直ちに当該報告書等によりを甲に報告するものとする。

(事故報告)

第5条 乙は、協定第4条1項に基づく災害支援ナース活動において、災害支援ナースが負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」(第5号様式)により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により行い、文書の提出はその後において行うことができるものとする。

(費用弁償の請求)

第6条 協定第9条各号に規定する費用については、乙が「費用弁償請求書」(第6号様式)及び「費用弁償額請求明細書」(第6号様式の2)により、甲に請求するものとする。

2 協定第11条第1項に規定する損害補償費については、乙が「損害補償費支給申請書」(第7号様式)により、甲に請求するものとする。

(支払)

第7条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、関係書類を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

(活動終了通知)

第8条 甲は、災害支援ナースの派遣要請を終了するときは、乙に「災害支援ナース派遣要請終了通知」(第8号様式)を提出するものとする。